平成２３年（フ）第４７２号
神戸市垂水区野田通３番19号、住民票上の住所神戸市垂水区上高丸１丁目６番46―401号
債務者　友葭　克也
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９３号
神戸市長田区林山町７番地の25、従前の住所神戸市長田区丸山町４丁目５番９―103号
債務者　栗元　祥雄
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７号
兵庫県伊丹市中野西１丁目147番地　市住天神川３―10号
債務者　水川　　章
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市米谷１丁目31番３号、住民票上の住所兵庫県宝塚市金井町４番53―401号　岡本祐二方
債務者　森　清二郎
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８６号
兵庫県宝塚市大成町２番６―204号
債務者　石垣喜代治
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９４号
兵庫県伊丹市高台３丁目43番地１―203号
債務者　赤羽　博美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市気高町八幡226番地１　市住16―２号
債務者　木下　俊樹
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市河原町曳田316番地１
債務者　東田　清一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
広島県三原市中之町南1402番地104
債務者　加藤三千代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
広島県尾道市栗原町11230番地１　１―42
債務者　渡邉　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
広島県尾道市高須町849番地３、住民票上の住所広島県尾道市高須町849番地１
債務者　岩月　憲司
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
広島県三原市城町２丁目14番２―804号
債務者　森明　　功
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
愛媛県松山市雄郡２丁目９番36号　メゾン大森302号
債務者　山城　鉄夫
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
福岡県筑後市大字鶴田1449番地12
債務者　福田　祐治
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１７号
福岡県筑後市大字鶴田764番地１　梅野コーポ101
債務者　吉田　修治
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第８２号
佐賀県伊万里市瀬戸町2915番地
債務者　弘川　佳史
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９２号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2484番地
債務者　吉富　伸次
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９４号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲15926番地コーポ山﨑Ｂ―203号
債務者　青山めぐみ（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　佐賀地方裁判所武雄支部